

原村農業労働標準賃金・機械作業標準料金表



○点検を行い、時間にゆとりを持って
事故を防ぎましょう

原村農業労働標準賃金・機械作業標準料金決定会議

種 別	作 業 別	金 額	摘 要	備 考	
農 作 業	一 般 作 業	長野県最低賃金	1 時間	年間	
	草 刈 作 業	20 円	1 m ² 当り		
水 田 機 械 作 業	耕 起	ロータリー	7,100 円	10a 当り	結 束 ヒモ 含 む 運 搬 は 別 料 金 と す る 車 両 1 回 に つ き 軽トラック・・・1,000 円 普通トラック・・・2,000 円
		代かき	一番代かき		
		二番代かき	7,100 円		
	田 植	田植 (ホーター付)	10,300 円		
		機械の賃借	4,500 円		
	収 穫	コンバイン	22,000 円		
		バインダー	10,200 円		
		脱 穀	7,900 円		
	そばコンバイン	7,500 円			
畑 機 械 作 業	耕 起	ロータリー	7,100 円	10a 当り	
		プラウ	8,600 円		
		機械マルチ掛 (ホーター付)	1,800 円	100m 当り	
そ の 他	ライムソワー (散布のみ)	3,800 円	10a 当り	200 kg 以内、肥料をほ場 まで運搬しておく	
	マニアスプレッター	4,400 円	2t 車 1 台分	積込み散布ともで	
	サブソイラー	6,400 円	10a 当り		
	プラソイラー	6,400 円			
	ミニロールベラー	220 円	1 巻	ヒモ代含む	
<p>☆ 農作業 (一般作業) の長野県最低賃金の金額は、農業委員会事務局にお問い合わせください。(1 日当り実労働時間 8 時間を基準として、1 時間当りとする。)</p> <p>☆ 時間、作業内容等増減する場合は、双方話し合いの上その率により算出する。</p> <p>☆ 賃金の精算 (勘定) 日は作業終了の末日とする。</p> <p>☆ 上記の金額は、ひとつの「目安」です。ほ場条件の悪い場合は割増料金とするなど、金額は双方の合意で決める。</p> <p>☆ 上記の金額は消費税込みとする。</p>					

この金額は、令和 4 年 4 月 1 日から適用します。(通常 3 年に 1 回見直します。)